

新型コロナウイルス感染症
拡大阻止に向けた
「三重県緊急事態措置」
休業協力要請について

令和2年4月20日

三 重 県

休業要請の内容

●要請期間

令和2年4月20日（月）～同年5月6日（水）

●対象区域

三重県全域

●実施内容

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請する。また、これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。
- ・イベント・パーティ等の開催は、クラスター発生の恐れや「3つの『密』」の発生が考えられる集まりについては、原則、中止または延期を強く要請する。
なお、当該イベント自体は「3つの『密』」等に該当しないものであったとしても、一定規模の人数が集まる、県外から参加者が見込まれるなどの場合には、原則、中止または延期を要請する。
また、やむを得ずイベントを開催する場合には、適切な感染防止対策の徹底について協力を要請する。

1. 基本的に休止を要請する施設（特措法第24条第9項）

（1）床面積の合計によらない下記の施設

遊興施設等、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設

（2）床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設

大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗）

2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

（1）床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設

大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗）

3. 基本的に休止を要請しない施設

※別表の「適切な感染防止対策」の協力を要請

（1）社会福祉施設等

（2）社会生活を維持する上で必要な施設

対象となる施設

1. 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

下記の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくはイベント開催停止を要請する。

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス等
文教施設		学校（大学等を除く。）
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動・遊技施設		体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
博物館等		博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼する。

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館等	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

3. 基本的に休止を要請しない施設

下記の施設を管理する事業者に対し、別表「適切な感染防止対策」の協力を要請する。

(1) 社会福祉施設等

施設の種類	区分	要請内容	内訳
社会福祉施設等	社会の安定の維持	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な家庭については利用の自粛を要請	保育所、学童クラブ 等
	支援が必要な方々の保護の継続	適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	区分	要請内容	内訳
医療施設	医療体制の維持		病院、診療所、薬局 等
生活必需物資 販売施設	安定的な生活の 確保	適切な感染防止対 策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨 店・ホームセンター・スーパ ーマーケット等における生活必 需物資売場、コンビニエンス ストア 等
食事提供施設	安定的な生活の 確保	適切な感染防止対 策の協力要請、営業 時間短縮の協力要 請	飲食店（居酒屋を含む。）、料 理店、喫茶店 等（宅配・テイ クアウトサービスを含む。） ※ 営業時間短縮の協力要請 朝 5 時から夜 8 時までの間 の営業を要請し、酒類の提供 は夜 7 時までとすることを 要請（宅配・テイクアウトサー ビスは除く。）
住宅、宿泊施設	安定的な生活の 確保	適切な感染防止対 策の協力要請、宿泊 予約の延期依頼に ついて協力を要請	ホテル又は旅館 等 ※宿泊予約の延期依頼につい て協力を要請 緊急事態措置の要請期間にお ける客数を減らすことで感染 拡大を防止するため、県外か らの予約の延期を依頼する対 応について協力を要請
		適切な感染防止対 策の協力要請	共同住宅、寄宿舎、下宿 等
交通機関等	社会の安定の維 持	適切な感染防止対 策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、 鉄道、船舶、航空機、物流サー ビス（宅配等） 等
工場等	安定的な生活の 確保		工場、作業場 等
金融機関・官公 署等	社会の安定の維 持	テレワークの一層 の推進要請、適切な 感染防止対策の協 力要請	銀行、証券会社、保険代理店、 官公署、事務所 等
その他	安定的な生活の 確保及び社会の 安定の維持	適切な感染防止対 策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、 獣医、理美容、ランドリー、ご み処理関係 等

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3 つの『密』 (密閉・密集・密接) の防止	・換気を行う（可能であれば、2 つの方向の窓を同時に開ける）
	・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約 2m間隔の確保）
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	・従業員の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限